

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年6月12日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年6月18日判決、本資料26
4号－105・順号12486）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年12月20日判決、本資料2
63号－234・順号12358）

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	山田 二郎 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成27年6月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸